



島根県報

平成24年8月14日（火）

第2,418号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
プレジャーボートの重点係留禁止区域の指定	（河川課）	2

告 示

島根県告示第479号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成24年8月14日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社しろがねの里	居宅介護支援	シルバーハイツしろがね居宅介護支援事業所	大田市大田町大田イ353	平成24年7月23日
合同会社えむあい	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業所 糸賀	出雲市大社町杵築西1956-6	平成24年8月1日

島根県告示第480号

知事が管理する河川におけるプレジャーボートの係留及び保管の適正化の推進に関する要綱（平成14年島根県告示第17号）第6条第1項の規定により、次のとおり重点係留禁止区域を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年8月14日

島根県知事 溝口善兵衛

1 指定の範囲

河川名	区分	指定の範囲		指定年月日
		上流端	下流端	
二級河川堀川水系堀川	左岸	出雲市大社町修理免字西原896番地先	出雲市大社町修理免字西原817番3地先（ご縁橋）	平成24年7月11日
	右岸	出雲市大社町杵築南字馬場739番24地先	出雲市大社町杵築南字川端1411番10地先（ご縁橋）	

ただし、河川法（昭和39年法律第167号）第24条又は第26条の規定により船舶の係留及び保管施設として知事の許可を受けた施設の区域を除く。

2 指定の理由

河川区域内において不法に係留され、又は保管されているプレジャーボートによる周辺地域の生活環境や景観への影響が大きく、河川法の規定による除却の指示若しくは命令又は撤去措置を重点的に実施する必要が認められるため。